



# ANNUAL REPORT

VOL. **6** 2021 - 2022



ひとに、ひたむきに。  
社会福祉法人  
名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5F

電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553

URL <https://www.nagoya-shakyo.jp/> E-mail [nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp](mailto:nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp)



## 本会の特徴と今後の地域福祉の本流

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

会長 河内 尚明

本会は、昭和26年施行の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、名古屋市各区社会福祉協議会、名古屋市公共福祉事業団、名古屋市民生委員連盟などの連絡調整団体として設立された経緯があります。同法で「社会福祉協議会」という新しい組織について規定されたことで、その設立根拠となったものの、法的な位置づけは今ほど明確ではない状況でした。

その後、半世紀近くの時が流れ、我が国の社会福祉を取り巻く状況は大きく変わり、その主因となった少子高齢化という社会変動を受け、平成12年改正法として社会福祉法が成立しました。その中で「社会福祉協議会」は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられました。ここに名実ともに、地域福祉推進の中核としての役割を担う環境が整いました。

高度経済成長期から続いた都市部への人口流入により、他地域から移り住んだ人々も今や従来から暮らしている住民と同様に、さまざまな家族像や仕事像を描く新しい価値観の次世代に引き継がれています。また、外国にルーツを持つ新しい住民なども身近な存在となっています。

その影響は昨今の経済状況と相まって今後、都市部において少子高齢化の進展に伴う人口減少による担い手不足や、単独世帯の急増による平均世帯人員の減少という大きな社会変動を招き、ひいては、昔ながらの互助の精神を源とする地縁組織の弱体化に拍車をかけることとなります。

本会が今後も社会福祉法に準拠した協議体であり続

けるためには、その主要な会員である地縁組織を中心にした住民、ボランティア、社会福祉団体、行政機関、保健・医療機関、教育関係者など、多くの住民や関係団体・機関とのより緊密な連携が求められます。

また、社会福祉法が謳う地域福祉推進の中核としての事業体であり続けるには、安定した財源の確保は避けて通れない課題です。本会は、その大半を補助金や委託料に依存している現状があるため、厳しい財務状況に左右されない独自財源の確保を目指す必要があります。本会の事業運営に対する賛同者を増やしながらか、新たな寄付を募る仕組みの構築が必要不可欠であると考えます。

本アニュアルレポートでは、多くの住民や関係団体・機関などに支えられた公共性、公益性と民間組織としての独自性、柔軟性をあわせ持つ「社会福祉協議会」ならではの強みを活かした事業を取り上げています。

特集①では、地域共生社会の実現を目指し、複合的な生活課題を抱える世帯について、住民や企業などとの連携による早期発見、多機関協働による課題解決のための動きを報告します。これらの地道な取り組みは、地域の助け合いの土壌の再興につながる可能性も秘めています。特集②では、住民の切実な福祉ニーズを本会への信頼をもとに事業化した独自の取り組みを紹介しています。両事業とも協議体、事業体としての本会が使命とする今後の地域福祉の本流への取り組みの試金石となります。

末筆ながら、今後とも引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ■ トップメッセージ                       | 2 |
| ■ 特集① 「重層的支援体制整備事業」モデル実施区の現状について | 3 |
| ■ 特集② 一最期まで寄り添い続けるーエンディングサポート事業  | 6 |
| ■ 本会の組織体制・事業実績・財務状況・会員制度         | 8 |

## 特集①

## 「重層的支援体制整備事業」モデル実施区の現状について

地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が実施されることになりました。

名古屋市では、令和3年度に北区、西区、中村区、南区において公募による事業者募集が行われ、本会と区社協がコンソーシアムとして応募し、受託が決まりました。そして、令和4年度から当該4区においてモデル実施が開始されました。今回は、モデル実施4区における実施状況について特集します。

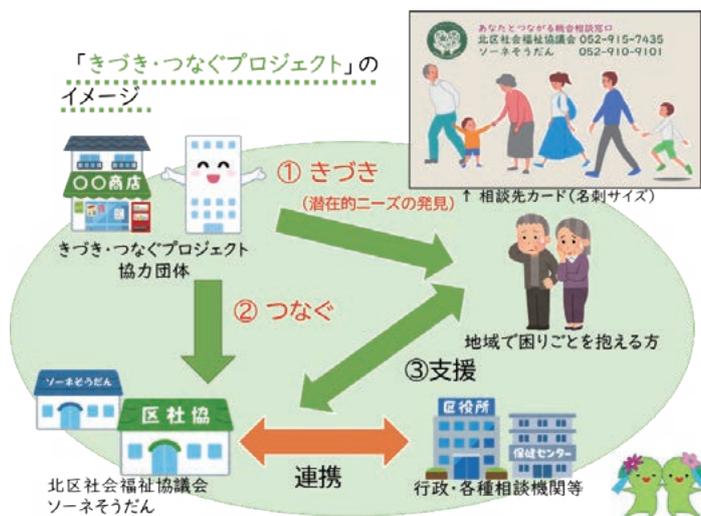
### 重層的支援体制整備事業とは

市区町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、昨今の「8050問題」（高齢の親が中高年のひきこもりの子を支え続け、世帯として生活が行き詰まっている問題）や、「ダブルケア」（親の介護と子育てを同時に抱える状態）など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

|                  |  |
|------------------|--|
| ①相談支援            |  |
| 包括的相談支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分野の相談支援機関が第一義的な窓口として属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。</li> <li>➤ 他分野の相談など当該相談支援機関では解決が難しい場合は、適切な相談支援機関と連携を図りながら支援を行う。</li> </ul>                          |
| 多機関協働            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 単独の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱えているケースについて対応する。</li> <li>➤ 複合的な課題等に対する関係機関の役割分担や支援方法を検討する重層的支援会議の開催や支援方針（プラン）の作成を通じ、多機関協働の中核としてコーディネートを行う。</li> </ul> |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度の狭間となっていて関わる相談支援機関が不明確なケースを受け止め、アウトリーチによる対応や伴走的な相談支援を行う。</li> <li>➤ 自ら支援を求めることのできないケースや支援に拒否的なケースに対し、接点をつくるためのアプローチを行う。</li> </ul>            |
| ②参加支援            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 居場所づくりや就労支援など社会とのつながりに向けた支援を行う。</li> <li>➤ ニーズを踏まえた丁寧な参加調整やメニューづくり、受け入れ先の支援等を行う。</li> </ul>   |
| ③地域づくりの支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。</li> <li>➤ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人のコーディネートを行う。</li> <li>➤ 地域のプラットフォームの形成や地域活動の活性化を図る。</li> </ul>                   |

## 北区

### きづき・つなぐプロジェクトー潜在的な生活課題の早期発見・早期対応ー



〈きづき・つなぐプロジェクトのイメージ〉

地域には、貧困や認知症、虐待など様々な困りごと  
に悩んでいても声を出せず、一人で抱え込んでいる人  
は少なくありません。

北区では、第4次北区地域福祉活動計画の取り組みの

ひとつとして、相談窓口につないでくれる店舗  
や団体などの輪を、区内に広げる取り組みを始  
めました。

実際に、ある生命保険会社では、地域貢献活  
動として、窓口相談先の連絡先が明記してあ  
るカードを設置していただいたり、お客様に福  
祉の困りごと相談窓口を紹介をしたりと、自社  
業務を通じて、潜在化する生活課題の発見にご  
協力いただいています。将来的には協力者が主  
催するイベントが重層的支援体制整備事業の参  
加支援の場となり、社会的孤立の状態にある方  
に参加を提案することなども考えています。

令和4年7月末現在で、54か所の企業・店舗・  
団体の皆さまにご協力をいただいております。今後もこれ  
までつながりの少なかった福祉分野以外の企業などと  
協働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組み  
を区内全域に広げていきたいと思っております。

## 西区

### 複合的な福祉課題支援協議会ー既存組織の活用ー

「8050問題」や「ダブルケア」など世帯全体への支援  
が必要なケースや、つなぎ先のない困りごとを受け止  
め、区役所と各種相談支援機関の連携を深めること  
により「たらいまわしにしない」対応を目的に、令和2年  
度から西区の独自事業として、「複合的な福祉課題支援  
協議会」を設置しています。

年に数回開催し、区役所各課・各相談支援機関が連  
携できる体制をつくり、困りごとを共有してきました。  
必要なときには協働でケース対応にあたるなど、職員  
にとっても安心できる体制となっています。

このつながりを基盤に、公団住宅への入居手続きや  
家賃滞納、新たな生活様式への不適応などの相談が多  
い地域において、区社協、いきいき支援センター、区  
役所福祉課を中心に、町内会長、民生委員、管理会社、  
UR、郵便局など地域の関係者にも声をかけ、専門職と  
地域関係者を交えた話し合いを行いました。集まって  
話すことでお互いの顔と役割がよくわかり、連携がし



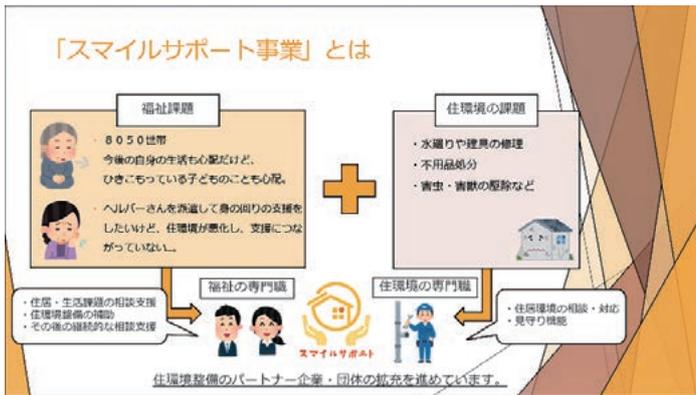
〈複合的な福祉課題支援協議会の様子〉

やすくなります。また、相談支援機関も地域の力を感  
じることができ、ケース対応を通じて地域で助け合い  
の輪を広げることができるようになりました。

令和4年度以降は、この協議会を重層的支援体制整備  
事業における会議として位置づけ、多機関協働の取り  
組みを進めていく予定です。

## 中村区

### スマイルサポート事業—アウトリーチを通じた継続的支援—



〈スマイルサポート事業のイメージ〉

中村区は、古い家屋が多く、いざ福祉サービスを利用しようとしても、水廻りや建具の不具合などの住環境が問題になる事例が多いという区特有の課題があり、令和2年度に中村区社協独自に「スマイルサポート事業」を創設していました。

この事業は、生活課題を抱えていても既存の制度で

は支えることができない世帯、支援を拒否されている世帯を対象に、水廻り・建具の修理・不用品処分・害虫駆除等の住環境整備の費用を助成する事業です。これをきっかけに世帯と接点を持ち、福祉の専門職と住環境整備の企業などが連携して住環境の改善や、その後の継続的な生活相談を行います。

実際に、給湯器の補修をきっかけに「8050世帯」の支援につながったケースもあり、住環境からの相談は困り感が出しやすく、支援に拒否的な世帯へのアウトリーチのきっかけづくりにもなっています。

あわせて、本事業を通じて多分野で協働する機会も多く、改めて多様な経路でつながり、本人、世帯の困っていることを中心に包括的に受け止め、断らない相談支援や継続的につながり続ける関係性づくりに有効であることがわかりました。

## 南区

### 参加支援プロジェクト—新たな社会資源の創出—

社会から孤立している方が、居場所や役割を持つためには、地域や社会とつながるための場や仕組みが必要になります。一人ひとりのニーズを踏まえて、丁寧に今ある社会資源とつなげたり、必要な社会資源がなければつくり出す必要があります。より多角的な視点で仕組みを検討するために、南区では相談支援機関や当事者団体（ひきこもりの親の会、断酒会など）に呼びかけ「参加支援プロジェクト」を立ち上げました。

月1回程度の頻度で意見交換を行い、具体的な取り組みへと発展させてきました。実際に「どんな状況であっても気にせず出かけることができる場所が欲しい」、「家から出ることが難しい人には自宅にいても地域や社会とつながることができるメニューやプログラムが欲しい」といった意見をいただき、それらの意見を基に、参加支援の拠点である「たからる〜む」を開設するほか、自宅のできるメニューづくり、自立に向かうための交通費支援の事業創設に取り組んできました。

「たからる〜む」では決まったことを行うわけではな

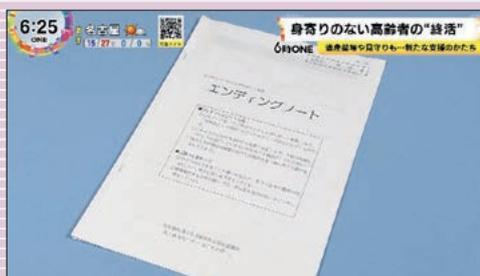


〈たからる〜むのチラシ〉

く、参加された方の関心ごとに応じたオーダーメイドのメニューを考え、過ごしていただいています。また、「たからる〜む」は参加支援の拠点であるとともに、地域から様々な相談が寄せられる場としても機能し、ニーズの把握にもつながっています。

## 一最期まで寄り添い続ける—エンディングサポート事業

死後に不安を抱える身寄りのない高齢者が、安心して生活を送ることができるよう死後の事務及び生前の見守り・安否確認を行う「なごやかエンディングサポート事業」は、第3次経営戦略計画【戦略1 地域のあらゆるニーズと社会的課題に応える事業展開】の中にも位置付けられ、令和3年2月より社協独自事業として開始しました。



さらに低所得世帯も利用しやすい制度として名古屋市の検討に加わり制度化された「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」も受託することとなり、令和4年10月から事業を開始します。

### 1 事業が必要となった背景 ～死後の不安・生前の不安～

社協が実施する地域包括支援センター・介護保険事業所・権利擁護の相談窓口などで寄せられる相談の中から、頼れる親族がいない人が亡くなったあとの諸手続きをどうするかという課題はかねてから上がっていました。さらには、入院・入所・転居の際にも身元保証人や緊急連絡先を求められる場面は愛知県ではまだまだあり、それをお願いできる人がいないという相談も増えています。



頼れる親族がいない人は病気やけがをした時など生前の生活においても頼れる人がいないということであり、病気になったらどうしようか、認知症になったらどうしようかと、死後の不安と同時に生前の不安も抱えておられます。こうした方は、地域からの孤立やそれに伴う心身の機能低下なども懸念される傾向にあります。

今後も高齢者を中心に単身世帯の増加傾向は続く見込みであり、超高齢化・多死社会が進む中、こうした従来家族が担っていたような機能をサポートするニーズはますます増えていくことが予想されます。

エンディングサポート事業によって本会が緊急連絡先となり、ご本人が亡くなった後の葬儀を実施したり、医療費や家賃の支払い、賃貸住宅の家財処分などをするとともに、生前の不安もサポートすることができれば、ご本人のみならず病院や施設、家主の不安も軽減し、安心して生活していただけるのではないかと考えました。



### 2 エンディングサポート事業の組み立て ～死後のサポート・生前のサポート～

本事業では、あらかじめ必要な額の預託金を預かり、契約者が亡くなったときに、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官公庁等への各種届け、残存家財処分などを行います。契約までの相談の中では、葬儀・納骨・親族のことや遺言・終末期医療の方針などについてひとつずつ確認しながら本人の思いに寄り添い、人

生の終末期にむけた準備や自己実現の支援を行います。亡くなった際にはその本人の尊厳を守り、本人の思いを実現しながら、確実に死後事務を実行します。

また、緊急時に備えて24時間365日対応できる体制をとり、死亡時及び危篤時には病院・施設や親族、葬儀会社等への連絡調整を行います。

こうした死後の事務はもちろん確実に実施しますが、社協としてはむしろ存命中ずっと見守り続け、伴走し続けるというところを大切にしています。契約してからは毎月、電話や訪問によってご本人を見守っていきます。その継続的な見守り・相談を通して、課題の早期発見につなげ、孤立防止を推進します。その中で生じてきた生活課題に対しては、本会の強みを活かして関係機関と連携を図り対応します。

心身の状況が変わって介護や支援が必要な状況になった際の、必要な支援機関へのつなぎや、判断能力が低下してきた際には、金銭管理や後見人といった支援につなげるなど、本人の状況に沿ってサポートをしていきます。

もう一方では、生きがいや仲間づくりの場としてのサロンや学習の場などの地域活動やボランティア活動などをコーディネートすることによって「支援される側」だけでなく、ご本人自身も誰かを「支援する側」になる機会をつくり、最期まで自分らしく暮らしていくことを支援します。



### 3 事業契約者の姿



本事業に関心を持たれる方はすでに意識も高く、死後事務について調べたり他団体のサービスなどと比較した上で来所される方が少なくありません。それでも死後に備えて確認したり決めておくことなどを説明すると、ほとんどの方がその多さや大変さに驚かれます。それらをひとつずつ一緒に整理しながら契約に至ると、「難しいと思っていたことも一緒に考えてもらえて心強かった」「これで安心して残りの人生を楽しめる」と異口同音におっしゃいます。

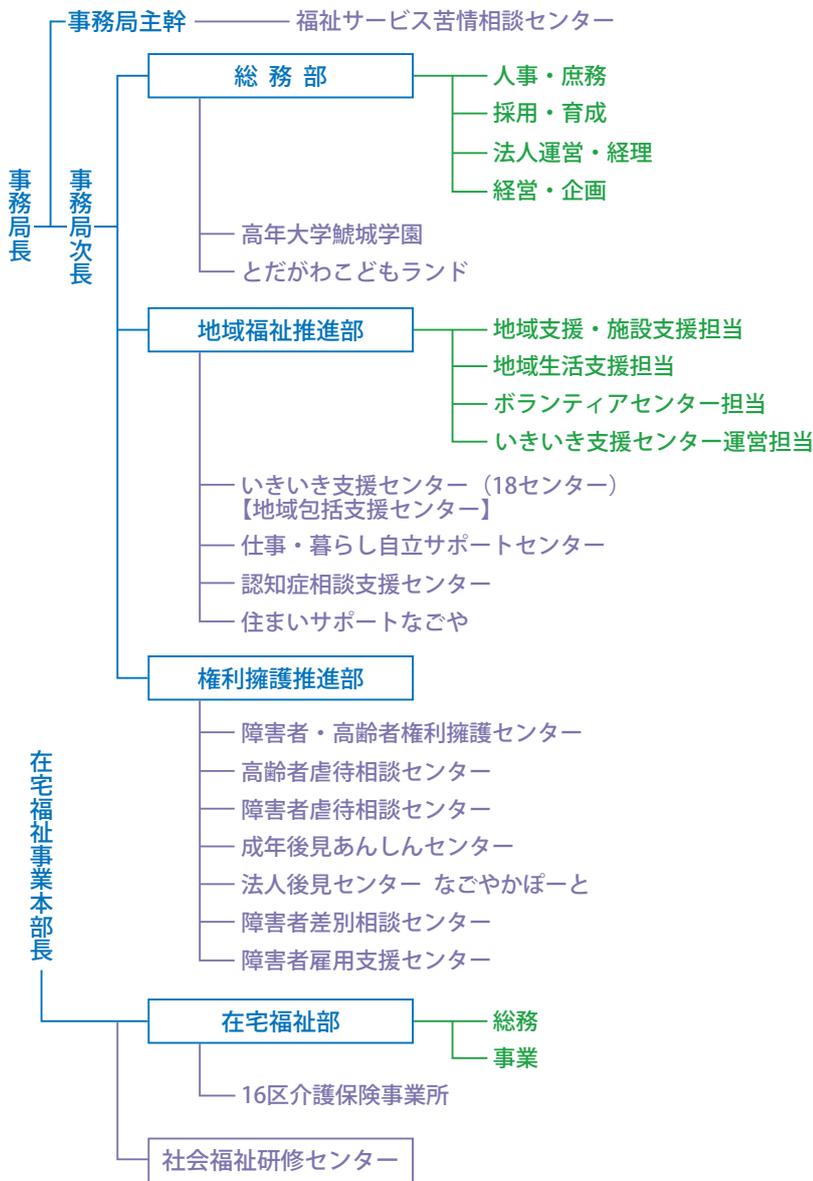
相談を重ねる中で次第に明るくなられ、中には新しい趣味にチャレンジされる方もいらっしゃいます。

### 4 エンディングサポート事業の可能性

これまでの本会の事業の中ではみられなかった本事業の大きな機能は、ご本人に最期まで寄り添う伴走型支援であると言えます。転居したり入院したり施設入所したりする中でどうしてもキーパーソンは変わってしまいますが、この事業では介護サービスを受けるようになって、入院しても、福祉施設などへ入所しても、ずっと変わらず関わり続けていきます。区社協やいきいき支援センター・介護保険事業所・暮らし自立サポートセンター等が関わってきた人もエンディングサポート事業が絡むことで、人生の最期まで、しっかりと見守りきることができます。本事業は死後の事務の契約であると同時に、存命の間もずっと見守り続けるという契約であると言えます。

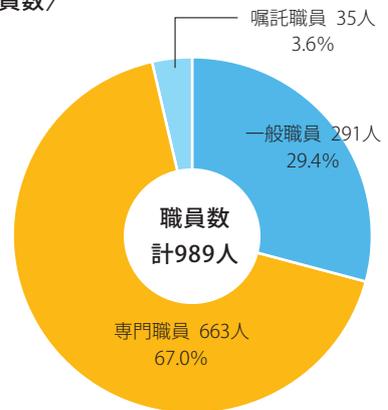
さらに本会がエンディングサポート事業を担う意義として、従来から展開している多岐にわたる事業を、契約者の状況に応じて有機的につなげ展開していけるところにあります。前述したように地域で活躍したい方にも、支援が必要となった方にも、社協の総合力を活かしてそれぞれ対応していくことができます。まさに社協の各部門の機能を活かした、地域共生社会の実現の一翼を担う事業として今後も発展をさせていきたいと考えます。

## 組織体制

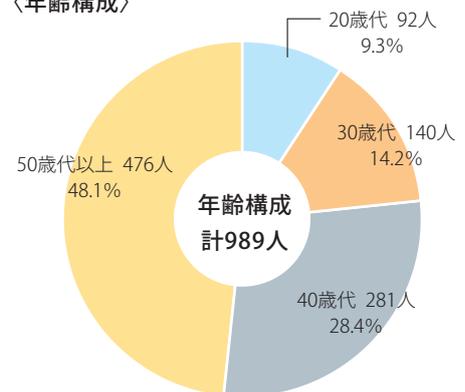


### 職員の状況 (令和4年4月時点989人)

〈職員数〉



〈年齢構成〉



### 令和3年度新規採用職員紹介



#### 在宅福祉事業本部 在宅福祉部 橘 泰子

私は在宅福祉部に所属しています。在宅福祉部とは16区で介護保険サービスを提供している介護保険事業所を統括する部署であり、私は専門職員や、なごやかスタッフ（ヘルパー）の採用、給与計算、経理などを行っている総務ラインで日々業務をしています。

1年目は経理、なごやかスタッフの採用、事故対応などの業務を担当しましたが、その中でも特に印象に残っていることは、ヘルパーの方のお話を直接聞くことができたことです。日々の活動の中で大切にしていること、お客様との関わり方を聞き、やりがいを持って活動されている姿を見て、本部職員として現場で働く皆さんが安心して活動できる環境をつくることの大切さに気付くことができました。

まだまだ未熟ではありますが、これからも日々の業務から学べることをたくさん吸収して、現場で活動している皆さんが安心して活動していただけるように頑張っていきたいです。

## 事業実績（令和3年度）

とだがわこどもランド(指定管理) 総務部



名古屋市内で最大の児童厚生施設として、市内児童館の中核的な役割を担い、子どもの遊びに関する情報発信や全館を対象とする交流事業等を展開しています。

年間延べ利用者数 **432,470**人  
年間延べ各種行事参加者数 **60,933**人

子ども食堂推進事業(補助事業) 地域福祉推進部



子どもが安心して食事ができる機会の提供を通じて健やかな育ちを支援するとともに、食を通じた地域のつながりづくりを進める取り組みである「子ども食堂」の支援を行っています。

- ・助成件数 開設12件、運営上半期12件／下半期9件
- ・子ども食堂連絡会 12月14日開催27名参加
- ・子ども食堂フォーラム 3月4日開催135名参加

市内の子ども食堂数 **81**か所

障害者・高齢者権利擁護センター(補助事業) 権利擁護推進部



認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を継続できるよう、日常的な金銭管理の支援等を行っています。

延相談件数 **26,758**件  
延新規相談者数 **764**人  
継続契約者数 **1,442**人  
(令和3年度末時点)

なごやかヘルプ事業 在宅福祉部  
居宅介護支援事業



なごやかヘルプ事業

高齢者や障がい者などの自宅に、ホームヘルパー（なごやかスタッフなど）を派遣し、介護や家事などの支援を行うことで、その人らしい生活を応援しています。

延利用者数 **46,812**人

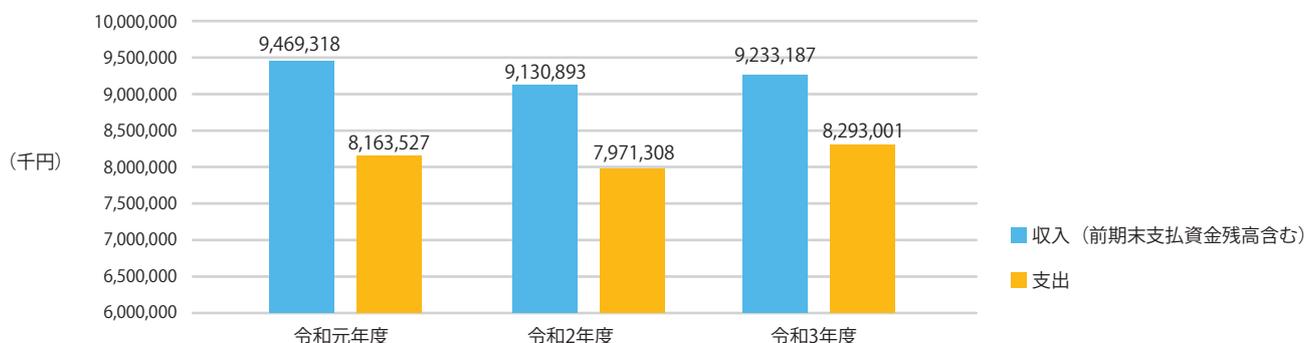
居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画の作成や要介護認定の申請など、介護保険の利用についての支援を行い、在宅での生活を応援しています。

延利用者数 **44,749**人

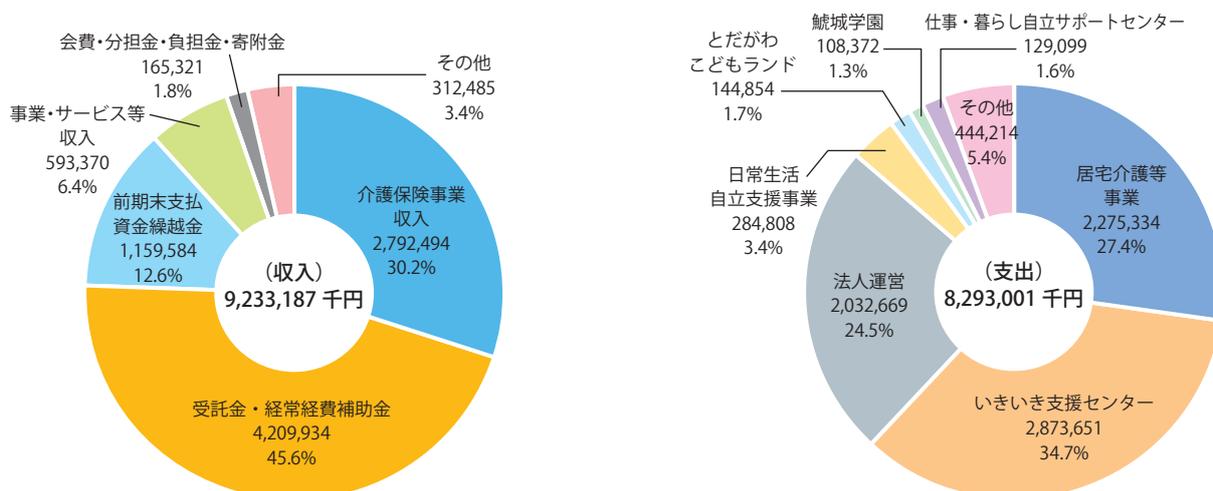
## 財務状況

### 過去3年間の収支決算額の推移



### 令和3年度決算額の内訳

(単位：千円)



### 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 勘定科目     | 当年度末       | 前年度末       | 増減      | 勘定科目         | 当年度末       | 前年度末       | 増減       |
|----------|------------|------------|---------|--------------|------------|------------|----------|
| 〈資産の部〉   |            |            |         | 〈負債の部〉       |            |            |          |
| 流動資産     | 2,180,908  | 2,197,662  | △16,754 | 流動負債         | 1,418,280  | 1,267,252  | 151,027  |
| 固定資産     | 10,658,656 | 10,608,927 | 49,729  | 固定負債         | 2,415,744  | 2,364,401  | 51,342   |
| 基本財産     | 1,109,642  | 1,113,388  | △3,746  | 負債の部合計       | 3,834,024  | 3,631,654  | 202,370  |
| その他の固定資産 | 9,549,014  | 9,495,538  | 53,475  | 〈純資産の部〉      |            |            |          |
|          |            |            |         | 基本金          | 1,147,104  | 1,147,104  | 0        |
|          |            |            |         | 基金           | 5,326,420  | 5,332,169  | △5,749   |
|          |            |            |         | 国庫補助金等特別積立金  | 72         | 176        | △104     |
|          |            |            |         | その他の積立金      | 1,488,108  | 1,498,848  | △10,740  |
|          |            |            |         | 次期繰越活動増減差額   | 1,043,834  | 1,196,635  | △152,801 |
|          |            |            |         | (うち当期活動増減差額) | △221,652   | △62,863    | △158,789 |
|          |            |            |         | 純資産の部合計      | 9,005,540  | 9,174,935  | △169,395 |
| 資産の部合計   | 12,839,564 | 12,806,589 | 32,975  | 負債及び純資産の部合計  | 12,839,564 | 12,806,589 | 32,975   |

※金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

## ■ 事業活動計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(単位：千円)

| 勘 定 科 目  | 当年度決算<br>(A) | 前年度決算<br>(B) | 増減<br>(A) - (B) |
|--|--------------|--------------|-----------------|
| 〈サービス活動増減の部〉                                       |              |              |                 |
| サービス活動収益計 (1)                                      | 7,761,119    | 7,667,328    | 93,791          |
| サービス活動費用計 (2)                                      | 8,062,921    | 7,922,782    | 140,139         |
| サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)                         | △301,802     | △255,453     | △46,349         |
| 〈サービス活動外増減の部〉                                      |              |              |                 |
| サービス活動外収益計 (4)                                     | 83,150       | 72,253       | 10,897          |
| サービス活動外費用計 (5)                                     | 3,019        | 1,818        | 1,201           |
| サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)                        | 80,131       | 70,435       | 9,696           |
| 経常増減差額 (7) = (3) + (6)                             | △221,671     | △185,018     | △36,653         |
| 〈特別増減の部〉   |              |              |                 |
| 特別収益計 (8)  | 18           | 122,154      | △122,136        |
| 〈費用〉   |              |              |                 |
| 特別費用計 (9)  | 1            | 0            | 1               |
| 特別増減差額 (10) = (8) - (9)                            | 18           | 122,154      | △122,136        |
| 当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)                         | △221,653     | △62,863      | △158,790        |
| 〈繰越活動増減差額の部〉                                       |              |              |                 |
| 前期繰越活動増減差額 (12)                                    | 1,196,636    | 1,231,810    | △35,174         |
| 当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)                     | 974,983      | 1,168,946    | △193,963        |
| 基本金取崩額 (14)  | 0            | 0            | 0               |
| 基金取崩額 (15)   | 58,111       | 60,573       | △2,462          |
| その他の積立金取崩額 (16)                                    | 43,783       | 0            | 43,783          |
| その他の積立金積立額 (17)                                    | 33,042       | 32,884       | 158             |
| 次期繰越活動増減差額 (18) = (13) + (14) + (15) + (16) - (17) | 1,043,835    | 1,196,636    | △152,801        |

※金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

## 会員制度

本会の目的に賛同し、社協の一員として地域福祉の推進にともに取り組んでいただける社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア団体などを対象に、会員制度を設けています。

## ■ 会員数（各年度3月31日時点）

| 号   | 区 分                    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|------------------------|-------|-------|-------|
| 第1号 | 区社会福祉協議会               | 16    | 16    | 16    |
| 第2号 | 社会福祉関係事業者              | 1,287 | 1,302 | 1,302 |
| 第3号 | 民生委員、児童委員又はその代表        | 4,284 | 4,284 | 4,271 |
| 第4号 | 社会福祉に関係ある団体            | 25    | 28    | 30    |
| 第5号 | 社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体 | 22    | 20    | 20    |
| 第6号 | 社会福祉関係公務員              | 5     | 5     | 5     |
| 第7号 | 学識経験者                  | 10    | 10    | 10    |
| 合 計 |                        | 5,649 | 5,665 | 5,654 |

## 本会へのご支援について

本会の理念に賛同し、支えてくださる方を募集しています。  
お申し込みは個人や法人・団体ともに常時受け付けております。

### ■ 市社協サポーター（賛助会員） ■

本会の目的に賛同してくださる個人や法人・団体を対象に、賛助会員制度を設けております。

#### 会費額（年会費）

|       |      |         |          |
|-------|------|---------|----------|
| 個人    | ： 1口 | 2,000円  | 1口以上何口でも |
| 法人・団体 | ： 1口 | 10,000円 | 1口以上何口でも |

【お問い合わせ先】 総務部 電話：052-911-3192

### ■ 名古屋市福祉基金 ■

名古屋市の地域福祉と子育て支援の推進のための基金として、市内における様々な活動のために活用させていただきます。

【お問い合わせ先】  
総務部 電話：052-911-3192

### ■ なごや・よりどころサポート事業 ■

名古屋市内の社会福祉法人と連携し、参加法人からの拠出金・市民からの寄附金による基金をもとに、既存の制度では対応しきれない地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行っています。

【お問い合わせ先】  
地域福祉推進部 電話：052-911-3193

本会への寄附金・賛助会費は税制上の優遇措置を受けられます。

詳しくは本会ウェブサイトもご覧ください。



作成／社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会総務部

発行年月／令和4年11月

発行部数／1,500部

※ 古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

※ 掲載写真は、撮影時のみマスクを外しています。